

品川区産後ドゥーラ資格取得助成金交付要綱

制定 令和3年4月1日 区長決定
要綱第87号

改正 令和6年1月9日 区長決定
要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区内に住所を有する者が産後ドゥーラの資格を取得するために要する費用を助成することにより、家事および育児支援の担い手を育成し、もって区民に対する安定的な家事育児支援環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「産後ドゥーラ」とは、一般社団法人ドゥーラ協会（以下「協会」という。）が実施する産後ドゥーラ養成講座を受講し、同協会により認定を受けた者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 産後ドゥーラの資格を取得していること
- (2) 資格取得時に区内に住所を有していること
- (3) 区市町村民税を滞納していないこと
- (4) 3年間、品川区産後家事育児支援訪問費助成事業実施要綱（平成28年要綱第101号）第1条および品川区多胎児家庭家事育児支援訪問費助成事業実施要綱（令和3年要綱第28号）第1条に定める事業者として活動できること

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、協会が実施する産後ドゥーラ養成講座の受講料および認定料とする。ただし、認定更新料、賠償責任保険料および広告掲載料は含めないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1人につき20万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、品川区産後ドゥーラ資格取得助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 産後ドゥーラ認定証の写し
 - (2) 第4条に規定する助成対象経費の支払いを証明する書類
- 2 前項の規定による申請は、資格取得後1年以内を期限とする。
 - 3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(助成金の交付決定)

- 第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、毎年度予算の範囲内において、その内容を審査し、適当と認めるときは品川区産後ドゥーラ資格取得助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは品川区産後ドゥーラ資格取得助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

- 第8条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の承認を受けたとき、区に損害を与えたとき、または第3条第4号に定める事業者として活動を行えないことが明確なときは、助成金の承認を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、区長は、期限を定めて当該助成金の全部を返還させることができる。

(返還加算金)

- 第9条 前条第2項の規定により助成金の返還請求を受けた者は、助成金の交付を受けた日から返還する日までの日数に応じ、当該助成金額につき法定利率の割合を乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。

(協力依頼)

- 第10条 区長は、交付決定者に対し、児童家庭相談に関する区の事業について協力を要請することができる。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に取得した産後ドゥーラ資格に係る助成金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

- 2 改正後の第4条の規定は、第30期以後の産後ドゥーラ養成講座において、資格を取得するために要した費用の助成について適用し、第29期以前の産後ドゥーラ養成講座において、資格を取得するために要した費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。